

泉佐野市立学校園におけるインターネット利用に関する規定

第1条（目的）

本規定は、泉佐野市立学校園におけるインターネット利用に関して必要な項目を定めるものとする。

第2条（インターネット利用の基本）

泉佐野市立学校園においては、インターネットを利用するにあたって、次の項目に留意しなければならない。

- (1) 児童・生徒の情報活用能力の育成を図り、開かれた学校の推進に努める。
- (2) 教育上有害な情報の取り扱いについては、指導の徹底を図り、有害な情報に接続させないよう工夫するなど特に留意する。
- (3) 児童・生徒および関係者の個人情報の保護に努める。
- (4) 個人的な情報発信や営利目的の利用など、教育目的からはずれた利用は行わない。

第3条（個人情報の定義および保護）

- (1) 児童・生徒の個人情報とは、個人が特定できる情報（氏名、住所、電話番号、写真、出席番号、成績等）をいう。
- (2) 個人情報については、ハードディスクに保存しない。
- (3) ホームページの発信について。
 - ◆ 原則として名を用い、姓は使わない。ただし、同名の場合は、姓の一部をカッコで表記する場合がある。
 - ◆ 児童・生徒の意見、考え、主張については、教育上の効果が認められる場合において本人・保護者の承認をとって発信することができる。
 - ◆ 児童・生徒の写真をしようする場合は、顔と名前が一致するような公開は禁止する。
 - ◆ 住所、電話番号、生年月日、趣味、特技、その他の個人情報は、発信しないものとする。ただし、電子メール等で相手が特定される場合には、必要に応じて、年齢、趣味、特技等の自己紹介程度の個人情報を発信することができる。この場合においても、住所、電話番号、生年月日は、発信しないものとする。
 - ◆ 児童・生徒がホームページや、電子メールで発信するデータや情報は、教師の確認を経て、外部に発信する。

第4条（ホームページ上での規定の明記）

本規定を泉佐野市立学校園のホームページ上で必ず明記するものとする。

（付則）平成13年7月1日より施行する。